

令和3年度 アート・プラットフォーム事業  
日本現代アート戦略的国際発信プロジェクト  
仕様書

1 事業名称

令和3年度「日本現代アート戦略的国際発信プロジェクト」実施業務

2 事業目的

文化庁では、我が国現代アートの国際的な評価を高める活動と国内アート市場の活性化に向けた環境整備に取り組み、我が国におけるアートの持続的発展を可能とする好循環（アート・エコシステム）の形成を目指している。

アート・エコシステム実現のためには、アートに係るインフラの整備・持続的充実や我が国発の作家・作品の国際的な価値評価を高めていくための活動の充実・強化、現代作家の経済的基盤となる我が国アート市場の活性化・拡大に向けた基盤整備といった総合的な取組が求められており、その一環として、アート・プラットフォーム事業を推進している。

本事業では、アート・プラットフォーム事業のうち、「我が国に世界のアート・文化関係者等を惹きつけるとともに日本作家の国際的な発信を戦略的に推進する取組の実施」（実施要項2.（5））の達成のため、我が国の現代アートを戦略的に国際発信することにより、我が国におけるアート・エコシステムの形成に資することを旨とするものである。

3 委託業務の内容

(1) 国際的な影響力を有するアートフェア等と協働した日本現代アートの振興、国内アート市場の活性化、我が国の国際拠点化に資する国際情報発信

日本現代アートの国際的な評価を高めることに資する可能性が高いアートフェア等の運営主体と協働し、日本現代アートの国際発信あるいは日本のアート市場活性化につながる国際発信活動に取り組むこと。その際、以下の業務を含むこと。

① 全体統括

プロジェクト全体の統括業務

② 法務関係処理

ア 協働予定の国際的なアートフェア実施主体との権利関係等法務処理

イ プロジェクトに参画する者（作家、ギャラリー等）との権利関係等法務処理

ウ その他本プロジェクトにかかる法務関係業務

③ V I Pリレーションズ

ア 国際的なV I P向けの広報・宣伝・招待等に係る戦略の企画

イ 戦略を具現化する事業の実施

- ウ VIPとの継続的なコミュニケーション
- エ 事業実施後のアフターケア
- オ その他VIPリレーションズにかかる業務

④ マーケティング

- ア プロジェクト全体のマーケティング戦略の策定
- イ 戦略を具現化する事業の実施
- ウ その他マーケティングに係る業務

⑤ 広報・プロモーション

- ア 広報・プロモーションにかかる戦略の策定
- イ 戦略を具現化する事業の実施
- ウ 国内外メディアへの対応
- エ 事業実施中のメディア対応
- オ 事業実施後のアフターケア
- カ その他広報・プロモーションに係る業務

⑥ スポンサーシップ

- ア プロジェクトへのスポンサーシップにかかる戦略の策定
- イ 戦略を具現化する事業の実施
- ウ スポンサー対応
- エ 事業実施中のスポンサー対応
- オ 事業実施後のスポンサーへのアフターケア
- カ その他スポンサーシップにかかる業務

⑦ シンポジウム・意見交換会に係る業務

- ア シンポジウム・意見交換会の企画立案
- イ 上記企画の実施（1回程度）
- ウ 会場（400人規模を想定）、機材等の手配
- エ 参加者の募集・招待・案内・誘導等の対応
- オ 当日の進行管理
- カ その他、シンポジウム・意見交換会にかかる連絡・調整等業務

(2) 国際発信力のあるトークイベントの実施

日本の現代アートあるいはアート市場活性化にかかるトークイベントを実施し、国内外に発信するため、以下の業務を行うこと。

- ア トークイベントの企画立案
- イ 複数回のトークイベント開催にかかる会場・機材等の手配
- ウ トークイベント登壇者の依頼・調整・対応
- エ トークイベントにかかる同時通訳者の手配
- オ トークイベントの記録・ライブ配信・オンライン掲載にかかる手配

カ トークイベントにかかる広報やメディア対応等渉外業務  
キ その他トークイベントにかかる業務

(3) 業務成果報告書の作成

上記(1)～(2)の実施内容・結果を総括する報告書(業務成果報告書)を作成すること。

4. 著作権、成果物等の取り扱い

(1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。

(2) 本事業の実施に当たっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

5. 成果物

報告書・・・10部

※報告書には理解しやすい図、表等も盛り込むこと。

※電子媒体によっても納品するものとする。

6. 成果物の納入期限・場所

(1) 納入期限 令和4年3月31日(火)

(2) 納入場所 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁文化経済・国際課

7. その他

(1) 検収は文化庁が行う。

(2) 事業の運営・進捗・成果(提出した報告書の内容を含む)等について即時説明のできる体制を整えること。

(3) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。

(4) 契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。

(5) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、「アート・プラットフォーム事業実施要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。